

LINEで使える刈谷デジタルクーポン「K-pon」

参加店舗募集

 募集期間

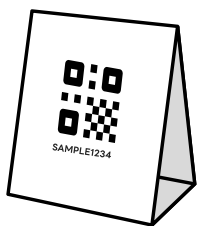
令和6年11月1日(金) ~ 12月23日(月)

? 刈谷デジタルクーポン「K-pon」(クーポン) とは

刈谷市LINE公式アカウントの友だち登録者が利用できるデジタルクーポンを、実施期間ごとに1人あたり1,500円分(300円割引券x5枚)発行します。詳細は、裏面の「参加店舗募集概要」を参照ください。

参加店舗は4つの対応作業をお願いします

1



卓上ポップの設置

配付された卓上ポップを設置してください

2



利用時画面の確認

利用者と利用内容を画面で確認します

3



利用完了画面の確認

利用完了の画面を確認します

4



値引きして会計

参加店舗募集からイベント期間終了までの流れ

募集開始

募集締め切り

配布物発送

配布物到着

クーポン利用開始

クーポン割引額振込

 飲食店	11月1日(金)	募集期間	12月23日(月)	1月6日(月)	1月10日(金) 頃までに	第1弾 1月15日(水) ~ 1月31日(金)	終了後 約1週間以内
	 飲食店以外 物販・サービス等の店舗	飲食店(第1弾)、飲食店以外(第2弾) どちらかしか申し込みできません。		1月30日(木)	2月6日(木) 頃までに	第2弾 2月12日(水) ~ 2月28日(金)	終了後 約1週間以内

刈谷デジタルクーポン「K-pon」 参加店舗募集概要

事業内容

刈谷市LINE公式アカウントの友だち登録者が利用できる300円割引のデジタルクーポン5枚を実施期間に発行します。

実施期間【クーポン取得・利用可能期間】

第1弾：令和7年1月15日（水）～ 1月31日（金）

飲食店のみ利用可能

第2弾：令和7年2月12日（水）～ 2月28日（金）

飲食店以外で利用可能

※ 市の定める額に達した場合、期間の途中で利用を中止することがあります。

クーポンの利用条件

- ・クーポン1枚利用の場合は、1,000円（税込）以上の会計で利用可能
- ・クーポン2枚利用の場合は、2,000円（税込）以上の会計で利用可能

参加店舗

以下 ① ② のいずれにも該当する店舗

① 市内に所在する店舗

② 原則、チェーン店、フランチャイズチェーン店でないこと

※ チェーン店は、市外に本店登記等を有する事業者が経営する店舗の場合、同一の商標を表示する店舗が10以下であれば参加できます。また、市内に本店登記等を有する事業者が経営するチェーン店は、店舗数に関わらず参加できます。

※ フランチャイズチェーン店は、市内の商店街に加入し、かつ、刈谷商工会議所の会員が経営する店舗であれば参加できます。

※ 複数店舗を経営している場合、店舗ごとに参加申込を行ってください。

※ 移動販売（キッチンカーなど）のみは対象外です。

店舗配付物

専用QRコード、ポスター、チラシ、ステッカー、マニュアル

※ 専用QRコード、ポスター、チラシ、ステッカーを必ず掲出してください。

クーポンの利用対象とならないもの

- ① 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払
- ② 公共料金・各種手数料（振込手数料・電気・ガス・水道料金、保育料等）
- ③ 国税、地方税等の公租公課
- ④ 有価証券、商品券、ビール券、おこめ券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、旅行券、乗車券等の換金性の高いものの購入
- ⑤ プレミアム分が加算されている回数券
- ⑥ 月謝、会費、サブスクなどの支払
- ⑦ 現金への換金、宝くじ、公共ギャンブル、パチンコ等への支払
- ⑧ 事業に伴って使用する原材料、機器類や仕入れ商品の購入等、買掛金、未払金等の支払
- ⑨ たばこ（電子たばこを含む）
- ⑩ 保険診療
- ⑪ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ⑫ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑬ その他、市が不適当と認めるもの

クーポン利用額の振込

- ・実施期間中、1月31日（金）、2月28日（金）を締め日とし、クーポン利用額を振込みます。（締め日から1週間程度）
- ・店舗は手続き不要です。店舗用の管理画面がありますので、クーポン利用額を都度確認してください。

手数料

参加店舗の登録手数料、振込手数料はともに無料です。

募集期間

令和6年11月1日（金）～ 12月23日（月）

※ 第1弾、第2弾のどちらかしか申し込みできません。

※ 登録には市の審査があります。

誓約事項

1. 商品の販売、又はサービスの提供なくクーポンの取扱いを行いません。
2. クーポンを利用できない商品等に対しては、クーポンの取扱いを受け付けません。
3. クーポンの偽造・悪用・濫用をいたしません。
4. クーポンの利用可能期間内は参加店舗として事業に参加します。
5. クーポン利用額の振込みは当事務局で把握している金額を振込むことに同意します。
6. クーポンの利用に関し、苦情や紛争が生じ、店舗側の責めに帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
7. 参加申込時に提供いただいた店舗名、営業時間などの店舗情報を本事業の業務において公表することに同意します。
8. クーポンの取扱いに関し、市から改善要請等があった場合は、それに従います。
9. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する営業を行う店舗ではありません。
10. 代表者及び従業員が刈谷市暴力団排除条例（平成24年条例第8号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

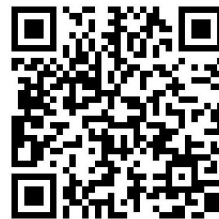
※ 上記に反した場合には参加資格を取り消すことがあります。

※ 登録された店舗の営業時間と著しく異なる時間帯に決済された場合、売上台帳等の提出を求めることがあります。

申込方法

原則、専用申込フォームから申し込みください。

写真・口座情報をご準備ください。申込時に必要となります。



専用申込フォーム
<https://x.gd/YzZBo>

※ WEB申込ができない場合は、専用申込用紙（刈谷市ホームページからダウンロード可）にご記入の上、FAX（0566-27-9652）で刈谷市商工業振興課へ提出してください。

※ 用紙で申し込む場合は、WEB申込と異なり、店舗写真など一部掲載できない情報がありますので予めご了承ください。

問い合わせ先

刈谷デジタルクーポン「K-pon」事務局

TEL 050-5369-9427

時間：平日 9:00～18:00

期間：令和6年10月25日～令和7年3月14日

（クーポン利用期間のみ土日祝日（8:30-19:00））